平成２４年（再イ）第１３８号
神戸市垂水区高丸８丁目１番22号
再生債務者　園田　秀樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月19日まで
平成25年３月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第２５６号
福岡市博多区吉塚６丁目15番３―803号
再生債務者　吉田　昌浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３１９号
福岡市中央区港１丁目４番６―708号
再生債務者　浮田　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０００１号
栃木県宇都宮市駒生町3371番地27
再生債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月２日から平成25年５月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再ロ）第２号
広島市佐伯区八幡東１丁目29番２―１号
再生債務者　吉本　典芳
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第３号
京都市山科区北花山大林町38番地１　パークテラス北花山706号
再生債務者　前村　直也
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２０号
愛知県半田市東本町１丁目６番地　リヴィエール半田７―Ｅ号
再生債務者　小川　洋一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月19日まで
平成25年３月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第２２号
大阪府富田林市錦織南１丁目32番22号
再生債務者　端山　裕彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月26日まで
平成25年３月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第８号
千葉県我孫子市寿２丁目９番15号
再生債務者　野津　一晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月26日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第５号
福岡県行橋市大字今井3609番地11
再生債務者　松本　由佳
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月15日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月27日　福岡地方裁判所行橋支部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年３月 29 日
文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　下村　博文

第17条第１項中第６号から第９号までを削り、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。
⑶　出産費附加金
⑷　家族出産費附加金
第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。
第20条及び第21条を次のように改める。
（出産費附加金）
第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。
（家族出産費附加金）
第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。
第24条第１項中「、同条」を「同条」に、「休職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条第１号の規定による休職又はこれに相当するものとして特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等の役職員若しくは組合職員に係る就業規則に規定するものをいう。以下同じ。）になった日から３年」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に、「該当するとなったとき」を「該当することとなったとき」に改める。
第25条から第27条までを次のように改める。
第25条から第27条まで　削除
第32条第１項の表中「$\frac{34.95}{1000}$」を「$\frac{39.45}{1000}$」に、「$\frac{5.19}{1000}$」を「$\frac{5.42}{1000}$」に、「$\frac{32.36}{1000}$」を「$\frac{37.03}{1000}$」に、「$\frac{37.54}{1000}$」を「$\frac{41.87}{1000}$」に、「$\frac{69.90}{1000}$」を「$\frac{78.90}{1000}$」に、「$\frac{10.38}{1000}$」を「$\frac{10.84}{1000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{34.95}{1000}$」を「$\frac{39.45}{1000}$」に、「$\frac{5.19}{1000}$」を「$\frac{5.42}{1000}$」に、「$\frac{37.54}{1000}$」を「$\frac{41.87}{1000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{34.95}{1000}$」を「$\frac{39.45}{1000}$」に、「$\frac{32.36}{1000}$」を「$\frac{37.03}{1000}$」に、「$\frac{37.54}{1000}$」を「$\frac{41.87}{1000}$」に改める。
附則第７条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。